

○さくら市生活道路舗装整備補助金交付要綱

令和6年6月1日告示第96号

改正

令和7年3月18日告示第134号

さくら市生活道路舗装整備補助金交付要綱を次のように定め、告示の日から適用する。

さくら市生活道路舗装整備補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、身近な道路を地域住民が相互に協力することにより快適な道路環境を整備するため、行政区（さくら市地域連携推進員の委嘱に関する規則（令和2年さくら市規則第20号）第1条に規定する行政区をいう。第3条において同じ。）が行う道路の舗装工事を支援するとともに、住民と協働による道路の維持を図るため、さくら市補助金等交付規則（平成17年さくら市規則第57号。以下「規則」という。）、さくら市補助金等の交付に関する規程（平成17年さくら市訓令第40号。以下「訓令」という。）及びこの告示に定めるところにより、予算の範囲内においてさくら市生活道路舗装整備補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「生活道路」とは、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項に規定する道路のうち同項第3号若しくは第5号に規定するもの

イ 建築基準法第42条第2項に規定する道のうち、市道（道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により市長が認定した道路をいう。）以外で、かつ、幅員が3メートル以上のもの

(2) 当該道路又は道に隣接する土地を3世帯以上が利用し、かつ、そのうちの1世帯以上は当該土地に居住していること。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、行政区の長とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が行う生活道路の舗装新設工事又は舗装修繕工事で、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、市長が公益上必要と認めた事業については、この限りでない。

- （1） 補助対象事業を行うことについて、第2条第2号に掲げる世帯の世帯者及び生活道路の敷地の所有権その他の権利を有する者の同意が得られていること
- （2） 国又は県の他の制度により、同一事業に係る補助金の交付を受けていないこと
- （3） さくら市建設工事請負業者選定要綱（平成17年さくら市告示第20号）第7条第2項に規定する入札参加資格者名簿に舗装工事で登載され、かつ、市内に主たる事務所を有する法人が施工すること

（補助対象経費及び補助金額）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（次項及び第10条において「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に係る経費とする。

2 補助金の額は、補助対象経費の総額又は100万円のいずれか少ない額とする。

（事業の実施期間）

第6条 補助金を交付する事業の実施期間は、令和7年度から令和9年度までとする。

（交付の申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、生活道路舗装整備補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

- （1） 事業計画書（様式第2号）
- （2） 同意者名簿（様式第3号）
- （3） 見積書の写し
- （4） 位置図

（交付の決定）

第8条 市長は、規則第5条の規定により交付を決定した場合は、生活道路舗装整備補助金交付決定通知書（様式第4号）及び生活道路舗装整備補助金交付決定指令書（様式第5号）により、当該交付の決定に係る申請を行った補助対象者（以下「交付決定者」という。）に通知するものとする。

（変更の承認）

第9条 交付決定者は、規則第6条第1項第1号の承認を求める場合は、生活道路舗装整備補助金変更承認申請書（様式第6号）に市長が必要と認める書類を添え、遅滞なく市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請に係る変更を承認した場合は、生活道路舗装整備補助金変更承認通知書（様式第7号）及び生活道路舗装整備補助金変更決定指令書（様式第8号）により、当該申請をした交付決定者に通知するものとする。

3 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、補助対象経費の2割以内の減額とする。

（実績報告）

第10条 訓令第3条第2項第11号に規定する実績報告書は、生活道路舗装整備補助金実績報告書（様式第9号。次項において「実績報告書」という。）とする。

2 実績報告書には、次に掲げる書類を添えるものとする。

（1） 交付決定通知書の写し

（2） 工事写真（施工前、施工中及び施工後）

（3） 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（額の確定）

第11条 規則第16条に規定する通知は、生活道路舗装整備補助金の額の確定通知書（様式第10号）及び生活道路舗装整備補助金の額の確定指令書（様式第11号）により行うものとする。

（交付の請求）

第12条 訓令第3条第2項第10号に規定する交付請求書は、生活道路舗装整備補助金交付請求書（様式第12号）とする。

（その他）

第13条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。